別紙 15

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について(平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

傍線の部分は改正部分

と。

⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様である ので、28を準用されたい。

39 夜間対応型訪問介護

- ① 「施設等の区分」については、施設基準第27号イに該当する場合は「I型」と、同号口に該当する場合は「I型」と記載させること。
- ② 「24 時間通報対応加算」については、大臣基準告示第 49 号に該当する場合に、「あり」と記載させること。
- ③ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙 12-8)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。
- ④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

と。

⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様である ので、2⑦を準用されたい。

36 夜間対応型訪問介護

- ① 「施設等の区分」については、施設基準第27号イに該当する場合は「I型」と、同号ロに該当する場合は「I型」と記載させること。
- ② 「24 時間通報対応加算」については、大臣基準告示第 49 号に該当する場合に、「あり」と記載させること。
- ③ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙 12—8) 「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。
- ④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様である ので、2⑦を準用されたい。